

「全国規模の規制改革要望の検討依頼」の回答について（別紙）

z 0700035

事 項	内 容
<p>制度の現状</p>	<p>『提案 移転価格評価の標準を納税者がアクセス可能な情報のみに求め、公表されていない類似の情報(secret comparable information)によらないこと。』</p> <p>『提案 会計監査(audit assessment)に用いられる移転価格方式と事前確認制度に用いられる方式との間に一貫性を確保すること。』</p> <p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転価格調査は、国内の法人が国外の関連企業と取引を行なう際に独立企業間価格（非関連者間で行なわれた同種の取引の対価）と異なる価格を用いたことにより当該国内法人の所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行なわれたものとして課税所得を増額し課税を行なっている。 ・ 我が国移転価格税制では、租税特別措置法第 66 条の 4 第 7 項、第 9 項において、独立企業間価格を算定するために必要な書類等が法人から遅滞なく提示、提出されなかった場合において、当局は、 <ul style="list-style-type: none"> - 独立企業間価格の算定に必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、又は当該事業に関する帳簿書類を検査することができる（第 9 項） - 当該法人の当該国外関連者に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率等を基礎として推定された独立企業間価格を用いて更正をすることができる（第 7 項） ・ このように、いわゆるシークレット・コンパラブルの問題については、納税者から遅滞なく独立企業間価格の算定に必要な資料の提示・提出がない場合に限って行なわれるものであり、その適用に当たっては、以下の事項に配慮しながら適切に執行している（事務運営指針通達 2-5） <ul style="list-style-type: none"> （ ） 課税当局の調査担当者に対しては、第三者の取引の情報に関し、法人税法上の守秘義務が課されており、納税者に対してもこれを開示できないこととなっており、独立企業間価格の算定に必要な書類等の提示又は提出を求める場合には、法人に対し、「当該書類等を遅滞なく提示し又は提出しないときには、第 9 項の適用要件を満たす」旨を説明するとともに、当該説明を行った事実及びその後の法人からの提示又は提出の状況を記録する。 （ ） 法人が当該書類等を遅滞なく提示し、又は提出したかどうかは、当該書類等の提示又は提出の準備に通常要する期間を考慮して判断する。 <p>また、同()において次のとおり規定し、税法の規定に基づき、第三者への税務調査によって把握した当該第三者の取引を比較対象取引として独立企業</p>

間価格を算定し更正する際には、例えば、当該第三者の名称を A、比較対象取引に係る製品名を B とする等、実名を伏せた表示を行なう一方、第三者を特定しない範囲で比較対象取引に係る取引条件や独立企業間価格の計算過程について説明することとしている。

- () 第9項の規定を適用して把握した第三者間取引を比較対象取引として選定した場合には、当該選定のために用いた条件、当該比較対象取引の内容、差異の調整方法等を法人に対して説明する際、法人税法第163条《職員の守秘義務規定》の規定に留意するとともに、当該説明を行った事実を記録する。

事前確認における独立企業間価格の算定について

- ・ 事前確認制度は、関連企業との取引の将来的な対価について、その算定方法を税務当局に申し出て、税務当局が独立企業間価格に即したものであるかについて審査した上で、納税者に確認を与えるという制度であり、移転価格課税に係る納税者の予測可能性を確保すること及び適正・円滑な執行を目的としている。
- ・ 事前確認における独立企業間価格の算定方法等は、所得移転の可能性が認められない範囲（点を含む）について、将来における一定の経済状況等の変化を考慮の上決定している。決定にあたっては、事前確認申請法人及びその国外関連者の内部資料のほか、公開情報を用いている。
- ・ 上記の移転価格調査及び事前確認双方のプロセスにおいて、調査法人及び事前確認を申請した法人から独立企業間価格の算定に必要な資料の迅速な提出・提示が必要である。
- ・ しかし、必要資料の迅速な提出がない場合、当局は、調査においては職権により独立企業間価格を算定し、事前確認においては確認対象取引の対価が独立企業間価格であるとの確認を求める法人からの申請に対し確認を与えないこととなる。

《結論》

したがって、納税者から独立企業間価格の算定に必要な資料が遅滞なく提示・提出されない事態を前提としたシークレット・コンパラブルに基づく課税と、納税者からボランティアに資料の提出がなされることを前提とした事前確認を比較してその整合性を論じることは妥当ではない。

事務運営指針：1-2，5-2，5-10，5-13

OECD ガイドライン：1.48，4.124

『提案 売り上げに対する一般販売管理（SG&A）費比率の粗利益水準への影響を明らかにするため、一般販売管理費（SG&A）調整の利用においてより大きな柔軟性を認めること。』

について

- ・ 調査対象取引と比較対象取引に係る機能又はリスクの差異が支払った費用の額により測定できると認められる場合は、その費用を用いて差異調整を行っているところである。
- ・ 一方で、それぞれの販管費全体の差が、機能又はリスクの差を表象しているとは一概にいえず、常に自動的にそれぞれの販管費全体の差異を用いて差異調整を行うことは適当ではないと考える。
- ・ OECD ガイドライン 1.15 等からみても、全体の差異の調整については、個別に調整する必要がある。

《結論》

したがって、販管費全体或いは一部を用いた差異調整を行うか否かは、販管費が価格又は利益に与える影響を精査の上、個別に判断する必要があると考えている。

事務運営指針：3-1

OECD ガイドライン：1.15 , 3.35

『提案 日本市場の特殊性を重視しないこと。』

- ・ 移転価格税制の執行にあたっては、移転価格税制に基づく課税により生じた国際的な二重課税の解決には、移転価格税制に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、必要に応じ OECD 移転価格ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）を参考にし、適切な執行に努めているところである（事務運営指針通達の 1-2 《基本方針》）。
- ・ 当該ガイドラインにおいて、独立企業間価格を算定する際の比較対象取引は、同様の市場の同様の条件下で行なわれている同様の取引が対象となっている。
- ・ このため、例えば、我が国国内市場において販売を業とする企業の移転価格調査においては、通常、我が国において同様な事業を行なう第 3 者との取引を比較対象取引としているところである。

《結論》

したがって、同様の市場において同様な事業を行なう第 3 者と同等の利益率等が要求されるだけであり、日本に所在する企業の販売上の無形資産に本来あるべき以上の価値を与えていることはない。